

当面の検討の進め方（案）

1. 検討の前提

- 本年7月から9月にかけて実施した「看護業務実態調査」において、約200の業務・行為について、
 - ① 現在、看護師が実施しているか否か
 - ② 今後、看護師が実施することが可能と考えられるか否かに関する医師・看護師双方の回答が集約された。

- 当該調査については、
 - ① 回答の回収率が低く、主に看護師の業務範囲の拡大に関心のある医師・看護師が回答しているものと考えられることや、「他職種による実施が適当」という意思を表明することが不可能であったことから、必ずしも医療現場の認識を正確に反映しているとは言えないのではないか
 - ② 調査項目の中には、「薬剤の選択・使用」等、表現の不明確なものが含まれており、回答者によってイメージする行為が異なっていた可能性があることから、客観性のある調査結果とは言えないのではないかといった意見が表明された。

- 一方、これらの意見に対しては、
 - ① 回答の回収率は決して高いとは言えないものの、実態調査として評価するに足る回収率は確保されていると考えられること
 - ② 合計約8,000人という相当数の医師・看護師の回答が集約されていること等から、当該調査の結果は、看護業務の在り方について検討を進める際の基礎資料として使用することが可能ではないか、といった意見が表明された。

- 以上の意見を踏まえ、当面、看護業務実態調査の結果を基礎資料として、チーム医療を推進するための看護業務の在り方について検討を進めることとともに、業務範囲に関する具体的な取りまとめを行うに当たっては、「特定看護師（仮称）養成 調査試行事業」の実施状況や学会・職能団体等の意見（必要に応じて聴取）を考慮するなど、安全性や医療現場の実態に十分配慮することとする。

2. 看護師の業務範囲の検討

- 看護業務実態調査の結果は、チーム医療を推進するための看護業務の在り方について検討を進める際の基礎資料となり得るものの、看護師の業務範囲や特定看護師（仮称）の業務範囲に関する具体的な取りまとめについては当該調査の結果のみをもって検討することは困難であり、看護師に対する教育・研修や医師の「包括的指示」の在り方等とともに検討を進めることとする。
- その際、まずは看護業務実態調査において「今後、看護師の実施が可能」との回答が一定程度得られた業務・行為を中心に、検討を進めることとする。
- また、看護業務実態調査において「現在、看護師が実施している」との回答が多数得られ、かつ、「今後、看護師の実施が可能」との回答が多数得られた業務・行為については、看護師が広く実施できるよう、「診療の補助」の範囲に静脈注射が含まれる旨を明確化した通知（平成 14 年 9 月 30 日付け厚生労働省医政局長通知）等も参考に、現在の実施状況やその教育状況を踏まえ、今年度中を目途に「『診療の補助』の範囲に含まれる」旨を明確化しよう検討を進めることとする。

3. 他職種との連携に関する検討

- 看護業務実態調査においては、他職種への業務実施の依頼等、他職種によって実施される業務に対する看護師の関わりに関する調査項目が多数含まれていた。このような業務・行為については、看護業務の在り方という視点にとどまらず、看護師と他職種によるそれぞれの専門性を最大限に活用した連携の在り方という幅広い視点から検討されるべきものであると考えられる。【参考】
- こうした観点から、当該業務・行為に関する調査結果については、「チーム医療推進会議」及び「チーム医療推進方策検討WG」と連携しながら、看護師と他職種との連携の在り方として検討することとする。

4. 教育・研修の内容の検討

- 看護師の業務範囲を拡大する場合、医療の安全と患者の安心を確保するためには、これに対応した何らかの教育・研修が必要となるものと考えられるが、現時点では、看護師に対する教育・研修として医療現場・教育現場において実現可能な教育・研修にはどのようなものがあるのかといった点も含め、看護師に対する教育・研修や教育・研修を受けた看護師の活用等に関する具体的なイメージが共有されていない。

※ 例えば、「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書において提言された「特定看護師（仮称）」については、同報告書においては「基礎医学・臨床医学・薬理学等の履修や特定の医行為に関する十分な実習・研修が求められる」とされているものの、具体的な教育・研修カリキュラムの内容については提示されておらず、「チーム医療推進会議」及び本WGにおいて検討することとされている。

- よって、看護師の業務範囲の拡大に当たり必要とされと考えられる教育・研修の内容や養成された看護師の活用について、「特定看護師（仮称）養成 調査試行事業」の実施課程から収集した情報を踏まえ、また、必要に応じて医療現場のヒアリングを実施しながら、大学院や研修施設を活用する教育・研修から各医療機関におけるOJTに至るまで様々なレベルの教育・研修や教育・研修を受けた看護師の活用に関する具体的なイメージを作成することとする。

5. その他

- チーム医療を推進するための看護業務の在り方を検討する際には、現在、主として看護師が実施している業務のうち、他の医療関係職種や医療関係職種でなくても実施できる業務については、他職種と積極的に役割分担を図り、その専門性を積極的に活用するといった視点が重要である。
- 看護業務実態調査では、主として看護師が実施していると考えられる業務について、他職種による実施が適当と考えられる業務がないかどうかについて、看護師の認識を問う調査が実施されたところである。
- 当該調査の結果を踏まえ、今後、「チーム医療推進会議」及び「チーム医療推進方策検討WG」と連携しながら、看護師と他職種の役割分担・連携を推進する方策についても検討することとする。

【参考】

○ 例えば、他職種への業務実施の依頼等、他職種によって実施される業務に対する看護師の関わりに関する調査項目として、以下の業務・行為が挙げられる。

- ・ リハビリテーション（嚥下、呼吸、運動機能アップ等）の必要性の判断、依頼
- ・ 整形外科領域の補助具の決定、注文
- ・ 理学療法士・健康運動指導士への運動指導依頼
- ・ 栄養士への食事指導依頼（既存の指示内容で）
- ・ 他の介護サービスの実施可・不可の判断（リハビリ、血圧・体温など）
- ・ 家族療法・カウンセリングの依頼
- ・ 認知・行動療法の依頼
- ・ 支持的精神療法の実施の決定
- ・ 単純 X 線撮影の実施の決定
- ・ 単純 X 線撮影の画像評価